

平成 29 年度 山北町農業委員会第 2 回総会 会議録			
召 集 年 月 日	平成 29 年 5 月 25 日 (木)		
召 集 場 所	山北町役場防災対策室		
開・閉会日時	開会	平成 29 年 5 月 25 日 午後 1 時 30 分	
	閉会	平成 29 年 5 月 25 日 午後 3 時 10 分	
応 (不 応) 招 委 員 及び出席並びに欠席委員 出 席 12 名 欠 席 0 名 (凡 例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏 名	出欠等の別
	1 番	高杉 光男	○
	2 番	杉本 正光	○
	3 番	小瀬 純一	○
	4 番	小瀬 宏彰	○
	5 番	岡部 光雄	○
	6 番	藪田 源一	○
	7 番	深野 良文	○
	8 番	遠藤 隆雄	○
	9 番	青木 敏夫	○
	10 番	加藤 進	○
	11 番	岩本 公治	○
	12 番	関 千代治	○
会議録署名委員	7 番	深野 良文	8 番 遠藤 隆雄
出席した事務局	事務局長	事務局員	松田、中戸川
会議に付した案件	別紙のとおり		
会 議 経 過	別紙のとおり		

山北町農業委員会第2回総会会議録

平成29年5月25日

1 開会 関 会 長

2 議事録署名委員 7番 深野 良文 委員 8番 遠藤 隆雄 委員

3 報告

議長 : それでは報告として、非農地証明について、事務局から説明願います。

事務局 : 資料の1ページをお願いします。対象地は皆瀬川字鶴津羽平 [] で、合計 [] m²です。本案件は県営林道の未登記個所の整理の際に、登記地目が農地となっている個所の中で地権者と調整がつき分筆が完了したものについて、非農地証明願いが提出されたものです。

2～3ページからが登記事項証明書、4ページが公図の写し、5ページが位置図です。6ページが岩本委員と現地を確認してきた写真です。このように対象地は道路として舗装してあり農地としての耕作の用に供することができない状態にあること、また農地への復旧が著しく困難である状況を確認し、証明書を発行しました。事務局からは以上です。

議長 : 地元の委員から何かありますか。

岩本委員 : 事務局説明のとおりです。

議長 : それでは報告の2件目として、非農地証明について、事務局から説明願います。

事務局 : 資料の7ページをお願いします。対象地は皆瀬川字鶴津羽平 [] の [] m²です。本案件は先ほどと同内容のもので、土地所有者が異なるため別で証明願が提出されたものです。

8ページからが登記事項証明書、9ページが公図の写し、10ページが位置図です。11ページが岩本委員と現地を確認してきた写真です。このように対象地は道路として舗装してあり農地としての耕作の用に供することができない状態にあること、また農地への復旧が著しく困難である状況を確認し、証明書を発行いたしました。

なお、県は現在も未登記個所の整理を進めており、地権者との調整が済み次第今後同様の案件が出てくると思われます。事務局からは以上です。

議長 : 地元の委員から何かありますか。

岩本委員 : 事務局説明のとおりです。

議長 : それでは報告の3件目として、非農地証明について事務局から説明願います。

事務局 : 資料の12ページをお願いします。対象地は川西字塩沢 [] の [] m²です。対象地は大部分が町道、一部が農地への進入路となっていますが、登記地目が農地となっていたため非農地証明願が提出されたものです。なお、この案件は前回総会の議題にありました5条の転用案件の工事作業ヤードへの進入路です。

13ページが登記事項証明書、14ページが公図の写し、15ページが位置図です。16ページが藪田委員と現地を確認してきた写真です。このように対象地は道路として舗装してあり、また進入路の部分についてもコンクリートで舗装してありました。農地としての耕作の用に供することができない状態にあること、また農地への復旧が著しく困難である状況を確認し、証明書を発行いたしました。事務局からは以上です。

議長 : 地元の委員から何かありますか。
藪田委員 : 事務局説明のとおりです。
議長 : それでは報告の4件目として、非農地証明について、事務局から説明願います。
事務局 : 資料の17ページをお願いします。対象地は中川字箒沢■■■■の■■■㎡です。本案件は前回総会の議題にありました、筆の一部を転用、一部を非農地証明で対応すると説明していた案件です。前回総会の後、県の担当と改めて現地を確認したところ、既に筆のほとんどが非農地であるため、筆全体を非農地証明で対応するという結論に至りました。そのため、筆全体を対象とした非農地証明願が提出されたものです。また、併せて前回の5条申請を取下げとしましたことをこの場で報告させていただきます。

18ページが登記事項証明書、19ページが公図の写し、20ページが位置図です。21ページが杉本委員と現地を確認してきた写真です。このように対象地は農道及び進入路として舗装してあり、また一部は農業用の水槽となっています。このことから、農地としての耕作の用に供することができない状態にあること、また農地への復旧が著しく困難であることを確認しました。現地には土となっている部分もありますが、傾斜地であるため進入路からかなりの落差があり入り口が極端に狭い上、土部分自体も傾斜があるため、耕作不適地であると判断し、証明書を発行いたしました。事務局からは以上です。

議長 : 地元の委員から何かありますか。
杉本委員 : 事務局説明のとおりです。

4 全体協議

議長 : 平成28年度活動計画の点検評価（案）について事務局から説明願います。
事務局 : 資料は22ページからになります。こちらは、ここ数年、国からの要請で、農業委員会自らが活動の目標をたてて、それを自己評価し、公表していくというものでございますが、まずは、（案）を作成し、30日間、広く意見募集をするということとなっておりますので、今回は、その意見募集にあたり、委員のみなさまに事前に御目通しいただくという趣旨でございます。町ホームページに掲載しますので、この場に限らず、30日間でご意見があれば事務局まで連絡ください。

つきましては、ここでは概要を説明しますので、後程ゆっくり御目通しください。

まず、22ページですが、こちらは農業委員会の状況を記載したもので、センサス等の数字を参照したものです。23ページは担い手への農地の集積の状況です。

24ページは農業経営者の新規参入状況です。25ページは遊休農地に関して、利用状況調査、利用意向調査等についての内容です。また0.5haを遊休農地解消の目標として設定していましたが、現状確認に時間を要したため、解消に至りませんでしたので実績は0haとなっています。

26ページは違反転用の関係ですが、現在、町内で把握している違反案件はありませんので、引き続き、日ごろのパトロールを継続していければと考えております。

27ページは3条、4条、5条の処理状況、28ページは農地所有適格法人の状況等です。29ページは事務の実施状況の公表等についてですが、本町では総会の期日や内容

を、都度、町ホームページに掲載をしている旨を記述しています。以上です。

議長 : 本件について意見等あれば、来月総会までに連絡をお願いします。続いて、全体協議の2点目として、平成29年度活動計画(案)について事務局から説明願います。

事務局 : 先ほどの28年度で説明しました項目について、29年度の目標を設定するものです。こちら30日間の意見募集を行います。概略を説明いたします。

まず30ページの農業委員会の状況については記載のとおりです。

31ページ上段は担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、昨年同様0.5haを目標としました。また、下段の担い手の育成ですが、こちら最低限のところ新規参入者数を1で設定しました。

32ページの上段の遊休農地については、解消目標を前年同様0.5haに設定しました。下段については違反転用の件になりますので、現状維持としました。以上です。

議長 : 本件についても意見等あれば、来月総会までに連絡をお願いします。

5 その他

議長 : その他ということで何かありますか。なければ、次回の総会につきましては、いかがいたしましょうか。とくになければ、6月26日(月)13時半ということでお願いします。

6 閉会

関会長 : これで第2回農業委員会総会を閉会します。(15時10分)